

鳥取県告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社健康サポートクラブ	鳥取市千代水四丁目68	株式会社健康サポートクラブ	鳥取市千代水四丁目68	通所介護	平成22年5月1日
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市福守町452	小規模多機能型居宅介護事業所やしる	倉吉市西福守町658	小規模多機能型居宅介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社健康サポートクラブ	鳥取市千代水四丁目68	株式会社健康サポートクラブ	鳥取市千代水四丁目68	介護予防通所介護	平成22年5月1日
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市福守町452	小規模多機能型居宅介護事業所やしる	倉吉市西福守町658	介護予防小規模多機能型居宅介護	〃